

資料5

東京都における障害者(児)の地域生活支援に対する取組み

平成15年6月9日
東京都 福祉局

1 地域生活重視の施策転換に向けた取組みの経緯

東京都福祉改革推進プラン(平成12年12月)

- 【キーワード】「選 択」:利用者を選択できるサービスの質・量の確保としくみの整備
 「競い合い」:多様な主体の参入促進と競い合いによる質の向上
 「地 域」:全国一律ではない地域の特性と主体性を生かしたサービス

TOKYO福祉改革ステップ2(平成14年2月)

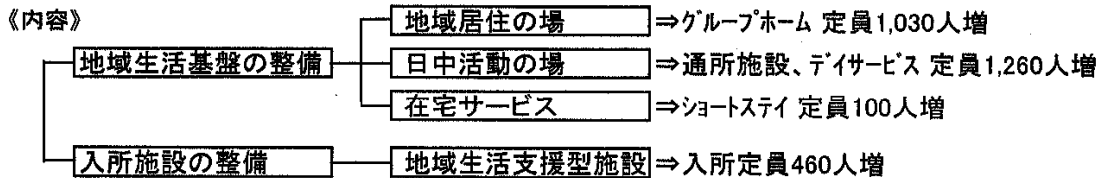
- 【基本コンセプト】
 ①施設偏重の画一的な福祉を改革⇒障害者が可能な限り地域で自立して生活できる環境を整備
 ②公立・社会福祉法人中心の供給体制を改革⇒多様な主体の参入・競争を促進し、利用者選択を支える。

2 地域生活支援のための主な施策

【サービス基盤の整備】障害者地域生活支援緊急3か年プラン(平成15～17年度)

《目的》 支援費移行の15年度から3か年で、地域生活基盤への重点投資を行い、障害者が地域で自立して生活できる環境を早急に整備する。

- 《方策》☆施設整備及び用地取得に対する特別助成
 ☆都独自のショートステイ制度の構築
 ☆グループホームに対するバックアップ体制充実に対する助成



【入所施設の抜本改革】永住型から地域生活支援型へ

入所施設の抜本改革

- ・今後の入所施設整備においては、従来の「永住型」施設から、地域生活への移行及び地域の障害者の生活支援などの機能を有する「地域生活支援型」施設へと抜本改革を図る。
- ・自活訓練事業の実施、デイサービスセンターの併設などを必要条件として、施設整備に対する特別助成を実施するほか、自活訓練事業を拡充し、圏外アパート等の借上げ経費を助成。

都立福祉施設の改革(民間移譲等)

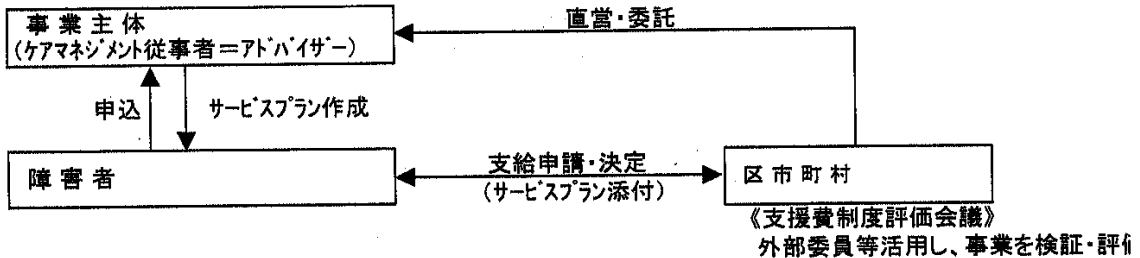
- ・民間施設の量的・質的充実を踏まえ、都が果たすべき役割をサービスの直接提供から、障害者の地域生活支援など利用者本位の福祉システムの維持・向上へとシフトさせていく。

施設運営費に対する都加算補助の再構築

- ・民間施設のサービス水準を確保するために実施してきた運営費補助について、画一的な補助から、地域生活移行や経営改革など、努力した施設が報われる補助へと再構築し、相互の競い合いを促進する。

【利用支援のしくみづくり】支援費制度利用援助モデル事業

- 制度利用に援助を必要とする障害者のプラン作成・支給申請を支援
- 個々の障害者のニーズ、地域の実情に応じたサービスプランを作成
- 支援費制度評価会議を設置し、システムのあり方を検証



- その他の利用支援のしくみ
「福祉サービス第三者評価システム」
「福祉情報総合ネットワーク(とうきょう福祉ナビゲーション)」

3 東京都における独自の取組み(例示)

グループホーム(知的)	国制度	○対象者：15歳以上の知的障害者で共同生活への入居が必要な者 区分1(重度)については支援費を加算 ○人数：4~7人 ○世話人：最低1人
	都制度	(1)知的障害者生活寮 ⇒ 主に中軽度の知的障害者を対象 ・世話人、代替世話人確保のため支援費に都加算 ・寮支援体制充実のため独自補助 (2)重度知的障害者生活寮 ⇒ 重度の知的障害者を対象 ・世話人を加算配置(3人以上) (3)体験型生活寮 ⇒ 短期の体験的利用を対象 ・生活支援ワーカーを加算配置
グループホーム(身体)	国制度	「身体障害者福祉ホーム」 ○対象者：居宅で生活することが困難な18歳以上の身体障害者 ○管理人を配置 ○土地・建物は、運営法人(地方公共団体・社会福祉法人のみ)の自己所有に限る。
	都制度	「重度身体障害者グループホーム」 ○対象者：重度の身体障害者 ○管理人に加え、介助員を2人以上配置 ○アパート等の借上げ型も可。NPO法人の運営も可。
ショートステイ	国制度	○入所施設(医療機関、特定授産施設を含む)においてのみ実施可。 ○実施主体は、地方公共団体、社会福祉法人のみ
	都制度	「東京都認定短期入所事業」 ○都独自に設備、人員、運営等の基準を設定 ○通所施設、デイサービスセンター、生活寮及び居室借上げ等においても実施可。 ○NPO法人等も運営可

就 労 支 援	国 制 度	「障害者就業・生活支援センター事業」 ○障害者の雇用促進のため、就業支援と生活支援を一体的に行う。(指定法人委託) ○実施主体 就業支援部分=国(職業安定局) 生活支援部分=都道府県(所管は社会援護局)
	都 制 度	「区市町村障害者就労援助事業」 ○国同様、就業支援と生活支援を一体的に、身近な地域で行う。(委託可) ○実施主体=区市町村 ○15年度末実施見込 19か所

4 障害者の地域生活支援を進める上での課題

～「施設から地域へ」「施設ではなく地域へ」の転換を図る上での課題～

(1)「施設」と「地域」の負担格差・・・特に重度障害者や一般就労以外の障害者は厳しい。

ex) 知的障害者(3度・無職)

【施設入所】		【グループホーム】	
年金 67,017円	費用徴収 19,100円	年金 67,017円	家賃 35,000円
		手当 15,500円	食費 25,000円
		(都独自制度)	共益費 12,000円
		家賃補助 12,000円	支出計 72,000円
		(都独自制度)	
収入計 67,017円	収支残 47,917円	収入計 94,517円	収支残 22,517円

貯蓄可

屋食費、交通費
日用雑貨など

※支出は都の知的障害者生活寮の平均値

(2) 施設から地域へ戻す仕組みの構築

○施設における自立支援機能の充実方策の検討

ex) 宮城県(船形コロニー)における試み

- ・施設外のグループホームで入所者に対して、生活体験・自立訓練を実施
- ・家賃、諸雑費は、利用者が自己負担

(3) サービス基盤確保のための一層の規制緩和や全国一律ではない柔軟な制度構築

- サービス提供主体(NPO、株式会社)
- サービス提供方法(借上げ型等)
- 地域特性(都市型等)

(4) 在宅サービスの拡充(ホームヘルプサービス国庫補助基準について)

○東京都の実績(ex: 全身性障害者, 13年度)

・国基準 125h/月 ⇔ 都実績 162h/月(基準超過 38区市/49区市、町村除く)

○NPO含め提供基盤が整備されている都市部のサービスが充実しているのは当然。一律の基準はなじまない。

○財源論からは、施設サービスから在宅サービスの充実へシフトさせるべきで、過渡期に予算が増加するのは当然。

○経過措置(調整交付金)により、基準超過自治体では「従前額」は担保されたものの、新規の障害者には適用されず、一部の自治体では混乱を生じている。

○検討に当たっては、「全身性障害者」を一括りにして、何時間とするかを議論するのではなく、まず、この検討会でケース検討を行い、市町村が支給量決定を行うに当たっての勘案基準の策定を検討すべき。

○各全身性障害者の自立支援に、どんなサービスが最低限どれだけ必要か、わが国の福祉でどこまで保障すべきかについての検討とそれに基づく根拠なくして、一律の基準時間以上は、市町村の裁量と負担でというのは無理がある。